

公的保険外のサービス産業の活性化

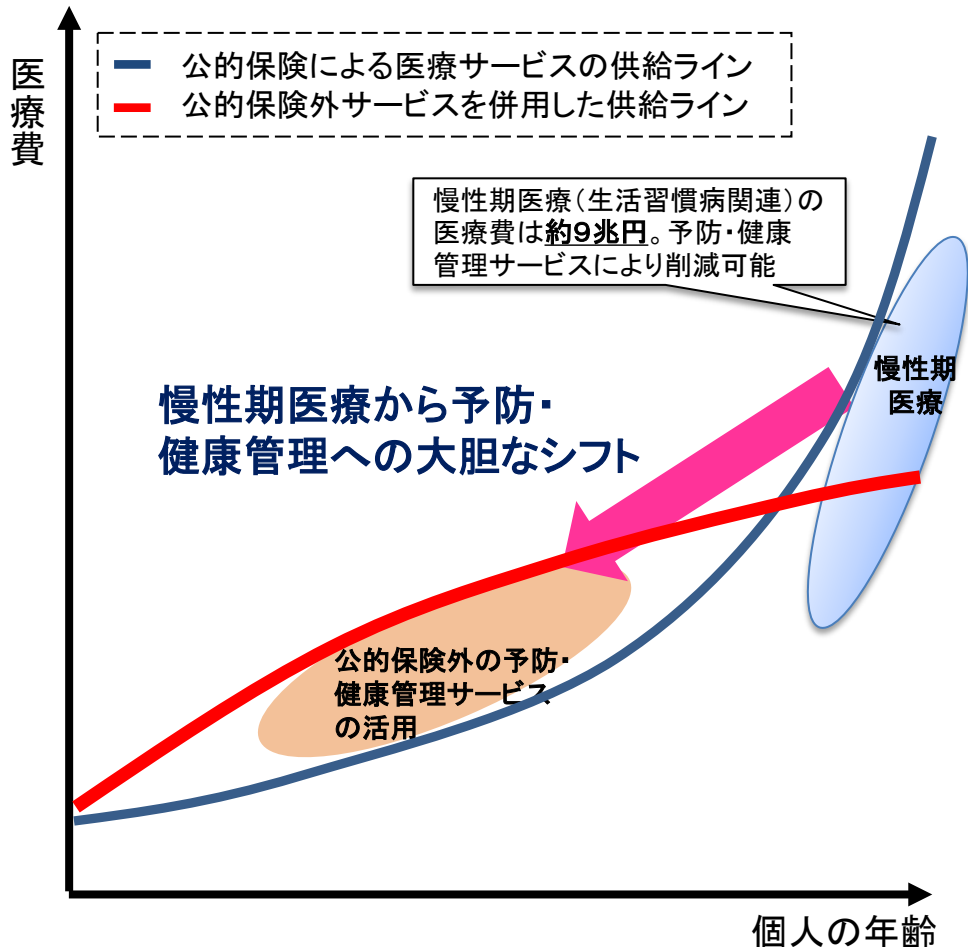
平成26年4月16日
茂木経済産業大臣提出資料

公的保険外サービスの活用の方向性

○生活習慣病等の慢性期医療にかかる費用を、公的保険外のサービスを活用した予防・健康管理にシフトさせること(セルフメディケーションの推進)により、「国民の健康増進」、「医療費の削減」、「新産業の創出」を同時に実現。

○その推進のため、昨年末に、産学官の関係者からなる「次世代ヘルスケア産業協議会」を立上げ。

【予防・健康管理サービスの活用イメージ】



【予防・健康管理サービスの具体例】

企業による取組事例(タニタ)

- 全従業員を対象に、健康チェック、歩数イベント、健康指導プログラム等を実施。
- このプログラムの費用250万円に対する医療費削減効果は540万円。1人当たり医療費としては約18%の削減。



企業健保による取組事例(日立健保)

- 生活習慣改善・減量プログラム等を通じて、参加者に健診結果を踏まえた知識やスキルを提供。
- 3年間の指導で、一人あたり合計医療費が約20万円から約14万円に抑制。



自治体・国保による取組事例(呉市国保)

- 住民に対しレセプト分析結果を踏まえた栄養指導や生活指導プログラムを実施。
- 糖尿病の人工透析移行リスク者のうち、通常は1割が移行するところ、プログラム参加者(192名)については、移行者は0名に抑制。



予防・健康管理サービスの需要創出と供給拡大への3つの取組み

1. 事業環境の整備

(1) グレーゾーン解消による新事業活動の促進

○個別事業における活用促進

- ・2月末に、運動指導サービス、簡易血液検査について規制対象とならないことを明確化。

○グレーゾーン解消に向けたガイドラインの策定

- ・3月末に「健康寿命延伸産業分野における新事業活動のガイドライン」を策定・公表。基本的な法令解釈等を整理。

(2) 地域における新事業創出のための環境整備

○地域版「次世代ヘルスケア産業協議会」の設立

- ・地域ブロック毎に、医療機関、企業、大学等が参加する新事業の創出支援のための協議会を設立。グレーゾーン解消制度の活用等を積極的に推進。

○「医・農商工連携」の推進

- ・地域の医療機関、健康サービス事業者、農業・観光関係者等による新事業創出のために、必要な資金・人材等の供給を支援。

2. 健康投資の促進

(1) 企業等における健康投資の促進

○企業の健康経営の評価指標の設定

- ・医療費の抑制など、企業の健康活動の効果を指標化し、企業間比較を通じて、経営者の取組を促進。

○健保組合の保健事業の充実・強化

- ・評価指標の活用について、厚労省のデータヘルス計画と連携。従業員への予防・健康管理の効果向上や、前向きに取り組む健保への財政的インセンティブが重要。

(2) 健康経営が評価される枠組みの構築

○健康経営に対する市場からのプラス評価の促進

- ・「健康経営銘柄」の設定など、健康経営に積極的な企業を評価する枠組みの設定。

○健康経営に関する情報発信の促進

- ・企業のCSR報告書やアニュアルレポート等における健康活動の記載の促進。

3. 品質の見える化

(1) サービス品質の見える化

○運動指導サービスに対する品質認証体制の整備

- ・ニーズの高い運動指導サービスについて、民間認証機関による品質認証を先行的に実施。

(2) 品質認証機関の信頼性向上

○科学的データに基づく品質評価基盤の構築

- ・大学等における健康サービスの効果等に関する分析・研究を推進。
- ・大学医学部等の専門家によるネットワークを構築し、品質認証機関をサポート。